

次世代ネットワークに係る
接続ルールの在り方について

報告書(骨子案)

平成20年1月15日

目次

第1章 第一種指定電気通信設備の指定範囲	1
1. 第一種指定電気通信設備の指定の考え方等	1
2. NTT東西の次世代ネットワークの扱い	1
3. 地域IP網等の扱い	4
第2章 次世代ネットワークの設備・機能の細分化(アンバンドル)	10
1. 検討上の留意点	10
2. 各機能のアンバンドルの要否	11
3. 機能の段階的発展等への対応	18
4. 標準的な接続箇所	18
第3章 接続料の算定方法等	20
1. 接続料の算定方法	20
2. 接続会計の設備区分	25
3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定	27
第4章 その他	34
1. 接続に関する同等性の確保等	34
2. スタックテスト	36
3. 映像配信プラットフォームのオープン化等	38

第1章 第一種指定電気通信設備の指定範囲

1. 第一種指定電気通信設備の指定の考え方等

(1) 第一種指定電気通信設備の指定の考え方

接続約款の作成・公表義務をはじめとする接続関連規制は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者¹に課されることとなるが、一の設備が第一種指定電気通信設備に該当するか否かは、次の基準に基づき、市場動向等を勘案しながら、個別具体的に判断されるものである。

- ① 都道府県等ごとに、全加入者回線の過半数を占める加入者回線を設置する電気通信事業者の加入者回線及びこれと一体として設置される設備であり、かつ
- ② 当該電気通信設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者の利便性確保の観点からも不可欠であること

(2) 競争セーフガード制度

第一種指定電気通信設備の指定範囲については、これまでも適時適切に見直されてきたところであるが、近年、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場構造の変化など電気通信事業を巡る環境が動的に変化している状況を踏まえると、その指定範囲等の有効性・適正性について、定期的に検証する仕組みを導入し、市場実態を適確に反映したものとすることが必要となる。

このため、総務省では、2007年4月、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を策定し、第一種指定電気通信設備の指定範囲等の有効性・適正性について毎年度検証することとし、2007年度から、当該検証の仕組みを「競争セーフガード制度¹」として運用を開始したところである。累次の意見募集等を経て行った検証の最終結果は、2008年2月を目途に公表する予定としている。

2. NTT東西の次世代ネットワークの扱い

(1) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、主に以下の理由から、NGNIは第一種指定電気通信設備の指定対象外とすべきとの意見が示されている。

¹ 「競争セーフガード制度」では、第一種指定電気通信設備制度のほか、第二種指定電気通信設備制度やNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件（NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む。）の有効性・適正性もその検証対象としている。

- 1) 柔軟なネットワーク構築や新サービス開発阻害等の観点から、基本的に各事業者の自由な事業展開に委ねるべき。
- 2) また、事業展開上の不可欠性についても、既に中継ダークファイバや局舎コロケーションの開放等を行っており、またルータ等の装置は市販品であり誰でも調達可能であることから、他事業者も同様のネットワークを構築可能。

他方、競争事業者からは、主に以下の理由から、NGNは、第一種指定電気通信設備に指定すべきとの意見が示されている。

- 1) ISP事業者のように、自らネットワークを構築せずに他事業者のネットワークを利用してMVNO的にサービス展開を行う事業者にとっては、NGNの利用は事業展開上不可欠。
- 2) NTT東西が同様のネットワークを構築可能と言っても、それは、NGNがボトルネック性のあるアクセス回線と一体として設置されていることやネットワークの規模を勘案していない。
- 3) 更に、NGNは、FTTH市場で約70%のシェアを占める地域IP網やOAB～JIP電話市場で約75%のシェアを占めるひかり電話網、更にPSTNがマイグレーションしていくネットワークであることにも留意が必要。
- 4) 加えて、これまで県域サービスしか提供できなかったイーサネットサービスについて、NGNでは県域を越えた県間のサービス提供を予定しているが、本来、県間のサービスは認められるべきではない。

また、従来接続料が設定されており低速品目を主とするNTT東西のメガデータネッツと接続してエンドエンドでイーサネットサービスを提供してきたが、イーサネットサービスの需要は高速化の途上にあり、高速品目であるNGNのイーサネットサービスの接続料設定を行うことが、公正競争条件の確保のため、喫緊の課題。

(2) 考え方

NGNは、ボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であり、以下の3つの視点から、当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠と考えられることから、第一種指定電気通信設備に指定することが必要ではないか。

1) FVNO (Fixed Virtual Network Operator) からの視点

- NGNに接続してエンドユーザにサービス提供をする事業者の中には、基本的に自らネットワークは構築せずに、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)が多数存在する。
- このような事業者(ISP事業者等)に対しては、中継ダークファイバのアンバンドルやコロケーションルールの整備等を通じて、仮にNGNと同様のネットワークが

論理的には構築可能であっても、その事業形態が他事業者のネットワークを利用することを前提としている以上、NGNと同様のネットワークの構築を求めることは現実的ではないのではないか。

- 現に地域IP網に接続しインターネット接続サービスを提供しているISP事業者が160社(東西計。2007年10月末)に達する中で、NGNでも同様のサービス提供を要望している状況にあり、NGNは、FTTHサービスの70%を超える利用者に対してサービス提供が可能なネットワークであること等を踏まえれば、ISP事業者をはじめとしたFVNOにとって、利用の公平性が確保された形で、NGNとの接続を行うことが事業展開上不可欠ではないか。
- また、NGNでは、IPv6によるユニキャスト通信など帯域確保型の新たなサービスの提供が開始され、更に今後も段階的な機能追加が想定されているが、このような中で、NGNに新たな事業展開の機会を見い出して接続を希望するFVNOが多数現れることが想定されることから、FVNOの新規参入を促進しもって利用者が多種多様なサービスを楽しむ環境整備に資する観点からも、NGNを第一種指定電気通信設備に指定することが必要ではないか。

2) FNO (Fixed Network Operator) からの視点

- 固定電話網やIP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)は、FVNOとは異なり、アンバンドルされた中継ダークファイバ等を利用してNGNと同様のネットワークを構築することが可能であり、実際にNGNと同様のネットワークを構築する計画を有している者も存在する²。
- しかし、NGNが2007年度内に商用開始予定であるのに対して、他事業者のNGNと同様のネットワークはその商用開始時期は未だ定まっておらず、また、仮に商用開始されたとしても、NGNと同規模の加入者を獲得するかどうかは現時点では判断できない。このため、現時点でどの程度NGNと代替性を持つかを判断できない他事業者のネットワークを考慮して、NGNの指定の要否を判断することは適当ではないのではないか。他事業者のネットワークについては、例えば、競争セーフガード制度による毎年度の検証の中で、これを考慮したNGNの指定の要否を改めて検証することが適当ではないか。
- したがって、当分の間は、NGNに代替するネットワークが存在しない中で、固定電話網等既存網を有する事業者にとっても、自網とNGNを接続することは、以下のように、事業展開上の不可欠性等が存在することにかんがみれば、NGNを第一種指定電気通信設備に指定することが必要ではないか。
 - NGNは、音声サービスを例に取っても、OAB～JIP電話市場のシェア75%を超えるひかり電話ユーザに対しサービス提供が可能なネットワークであること

² KDDIは、ウルトラ3G構想、ソフトバンクテレコムは、IRIS・ULTINA構想を発表。

から、固定電話事業や携帯電話事業を行う事業者にとって、自網をNGNに接続してNGNのひかり電話ユーザに着信するサービスを提供することは、その事業展開上不可欠と考えられること

➤ 今後、高速サービスの需要拡大が想定される法人市場において、その重要性が一層高まると考えられるイーサネットサービスについて、NGNでは、従来の県域を超えた県間の広域サービスを提供することとしていることから、利用の公平性を確保された形でNGNと接続可能であることが、他事業者にとって事業展開上不可欠であり、また公正競争を確保する観点からも必要であること

3) アクセス回線のボトルネック性からの視点

- メタル回線をアクセス回線とするネットワークについては、利用者が、アクセス回線はNTT東西と契約し、コア網は他事業者と契約するというサービス提供形態を実現することが可能である。例えば、PSTNにおいて、他事業者は、GC接続することにより、基本料はNTT東西に支払い、通話料は他業者に支払うというサービス提供形態を実現することが可能である。
- 他方、光ファイバ回線をアクセス回線とするネットワークでは、他事業者は、NTT東西のアンバンドルされた光ファイバ回線を調達し、自らのコア網と組み合わせることでサービス提供することは可能であるものの、メタル回線の場合と異なり、現時点では、NTT東西のFTTHユーザが他事業者のコア網を選択可能なサービス提供形態を実現することはできない状況にある。この点、NGNのアクセス回線が、光ファイバ回線のみである状況下では、NGNに收容されるFTTHユーザは、コア網としてNGN以外の網を選択することができない状況となっている。
- このように、メタル回線・光ファイバ回線ともに、ボトルネック性があるという点では同一だが、コア網の選択可能性に差異があり、コア網の選択可能性のないNTT東西のFTTHサービスをアクセス回線とするNGNは、ボトルネック性のあるアクセス回線と一体化した設備となっていると捉えることが適当であることから、第一種指定電気通信設備に指定することが必要となるのではないかと。

3. 地域IP網等の扱い

(1) 地域IP網

1) 現状

地域IP網については、情報通信審議会の審議・答申³等を経て、2001年3月から、第一種指定電気通信設備に指定されている。

³ 接続ルールの見直しについて(「電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」第一次答申)(2000年12月)

地域IP網には、「收容局接続」と「ISP接続」という二種類の接続形態が存在する。「收容局接続」とは、他事業者が自らアクセス回線を調達し又はNTT東西のアクセス回線を借りた上で、当該回線をNTT東西の收容局の收容ルータに接続して地域IP網を利用する形態を主に想定したものであり、「ISP接続」とは、中継局の中継ルータ上の網終端装置で主にISP事業者が接続する形態を想定したものである。いずれの接続形態も地域IP網に接続するという点では変わりはないが、「收容局接続」には接続料が設定されているのに対して、「ISP接続」には接続料が設定されていないため、ISP接続する場合は、ISP事業者とNTT東西がそれぞれ利用者に対して料金を請求する「ぶつ切り料金」となっている。

また、ISP接続については、前述のように、当該形態で地域IP網に接続しているISP事業者は、2007年10月末時点で160社（NTT東西計）存在する。他方、收容局接続については、当該形態で地域IP網に接続する他事業者は存在せず、2007年1月から、NTT東西同士が互いの地域IP網を当該形態（IPv6ベース）で接続しているのみの状況となっている。

2) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、主に以下の理由から、地域IP網は第一種指定電気通信設備の指定対象外とすべきとの意見が示されている。

- ① 既に中継ダークファイバや局舎コロケーションの開放等を行っており、またルータ等の装置は市販品であり誰でも調達可能であるため、他事業者もNTT東西と同様のネットワークを構築可能であること
- ② 現に他事業者は全て自前で局内装置を設置し独自のIP通信網を構築しておりNTT東西に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること
- ③ 接続料は設定したもののNTT東西間以外に利用実績がないこと

他方、競争事業者からは、主に以下の理由から、地域IP網は引き続き第一種指定電気通信設備に指定すべきとの意見が示されている。

- ① NGN稼働後も、アクセス網である加入者光ファイバと一体として提供される地域IP網は、ISPにとって実質上代替性のないボトルネック設備であること
- ② NGNへマイグレーションが完了しない限りは、地域IP網も引き続き指定設備とすべきこと
- ③ 少なくとも、固定電話におけるマイライン利用者が複数の事業者を選択しうるように、Bフレッツ利用者にも複数の事業者が選択しうる環境にあることが必要であること

3) 考え方

○ 地域IP網は、将来的にはNGNに完全にマイグレーションすることが想定されて

いるが、その時期は明確に定まっている状況ではなく、また光ファイバ回線を利用するFTTHサービスがすべてNGNにマイグレーションしても、少なくともメタル回線を利用したADSLサービス等が継続される限りは、地域IP網がNGNと並存する状況は当面継続することとなる。

- また、NTT東西の掲げる2010年度における光2000万加入という目標は、地域IP網とNGNの両ネットワークに加入するBフレッツユーザで実現しようとするものであり、かつNGNの未展開エリアにおける新規のBフレッツユーザは、地域IP網の收容ルータに收容されることになるので、2010年度時点の地域IP網のBフレッツユーザは、現在よりもその加入数を拡大するとともに、NGNのBフレッツユーザを依然として上回る状況が想定されている。
- 以上を踏まえれば、少なくとも2010年度時点を見据えた場合、地域IP網は現在よりもその規模を拡大することが想定され、現にFTTHサービスは、FTTH市場でのシェアが70%を超える状況の中で新規契約では80%超を獲得する状況にあることを踏まえれば、FTTHサービス等を提供するネットワークとしてその重要性は高まりこそすれ、低くなるとは直ちに判断することはできないのではないか。
- このため、ISP事業者からは、NGNの稼働後も、引き続き利用の公平性を確保する観点から、地域IP網を第一種指定電気通信設備に指定することが求められている状況にあるように、地域IP網との接続は、引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点からも不可欠である状況に変わりはないのではないか。
- 加えて、地域IP網は、メタル回線をアクセス回線とするADSLサービス等と光ファイバ回線をアクセス回線とするFTTHサービスを提供するネットワークであるが、前述のように、NTT東西のFTTHユーザは、コア網として地域IP網以外の他網を選択することができないことから、今後地域IP網におけるFTTHユーザの増加が想定される中で、光ファイバ回線と一体化した設備と捉えられる地域IP網は、そのボトルネック性をより一層高めることが想定されるのではないか。
- したがって、地域IP網は、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要ではないか。

(2) ひかり電話網

1) 現状

ひかり電話網については、集合住宅向けルータは2004年7月、戸建て向けルータは2005年1月にボトルネック性がないと判断されて、ともに第一種指定電気通信設備の指定対象外とされている。

その理由としては、①ひかり電話網のルータは、市場で競争的に供給が受けられるものであり、容易に調達・設置が可能であること、②アクセス回線は、NTT東西の接続約款で「加入光ファイバ」又は「加入光ファイバとメディアコンバータ」といった単位でアンバンドルされていること、また③他事業者は、既にNTT東西のIP電話サービスと同様のサービスを実施していること、が挙げられていた。

ただし、ひかり電話網の戸建て向けルータが非指定とされた際に、「将来的にNTT東西のIP電話網のルータが多くの端末系伝送路設備を収容する場合」、又は「他事業者網とIP電話網のルータが既存電話網を介さずに接続する需要が顕在化した場合」は、改めてそのボトルネック性を検証することとされていた。

2) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、主に以下の理由から、ひかり電話網は引き続き第一種指定電気通信設備の指定対象外とすべきとの意見が示されている。

- ① ひかり電話用ルータが非指定とされた当時と比較して、当該ルータは更に容易に市場調達が可能となっており、またダークファイバや局舎コロケーションの開放等により、他社が同様のサービスが提供可能な公正競争環境は更に整備されていること
- ② 直収電話、CATV電話、050-IP電話も含めたシェアでは18%程度、携帯電話も含めたシェアでは3%程度に過ぎないこと

他方、競争事業者からは、主に以下の理由から、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備に指定すべきとの意見が示されている。

- ① ひかり電話サービスは、ボトルネック設備と一体として提供される上に独占的なサービスである加入電話の置き換えそのものであり、指定設備としなければ、ひかり電話がNTT東西の主要サービスになるに従い、これまで加入電話で整備されてきた累次の公正競争ルールが実質的に機能しなくなること
- ② 指定設備である地域IP網を用いて提供されているフレッツサービスとバンドルして提供されていること
- ③ 他事業者はフレッツサービス上での電話サービスの提供が認められていない状況にあること
- ④ 現在、ひかり電話の接続料は相対取引で、相手側事業者によって接続料水準が異なっており公正競争上大きな問題となっていること

3) 考え方

- ひかり電話網のルータは、2004年度に第一種指定電気通信設備の指定対象外とされたが、同年度末のNTT東西のひかり電話が4000チャンネルであった

のに対して、2006年度末は317万チャンネルと、約800倍に増加している状況にある。これは、ひかり電話網のルータが指定対象外とされた際に、改めてボトルネック性を検証する場合に位置付けられた「NTT東西のIP電話網のルータが多くの端末系伝送路設備を収容する場合」に該当する状況と考えられる。

- このため、現在のひかり電話網を巡る市場環境等に照らして、改めてひかり電話網のルータのボトルネック性を検証することが必要となる。そこで、まずひかり電話が含まれるOAB～JIP電話を巡る市場環境を検証した上で、当該市場におけるNTT東西のシェアの状況等を踏まえ、ボトルネック性の有無を判断することが適当ではないか。
- まずOAB～JIP電話市場については、ひかり電話網のルータが非指定とされた2004年度当時は、その番号数は19万番号に過ぎず、050IP電話を含めたIP電話の合計830万番号に占める割合も2%に過ぎなかったが、2007年6月時点では、OAB～JIP電話の番号数は500万番号に達し、IP電話の合計1,528万番号に占める割合も、33%に上昇している状況にある。
- このように、番号数という観点からは、OAB～JIP電話市場は、2004年度当時と比較して、現在はその重要性が飛躍的に高まったと考えることができる。更に、この1年間の番号数の推移を見ても、050IP電話は約1000万番号の水準で停滞し頭打ちの状態にあるのに対して、OAB～JIP電話の番号数は、2.5倍も増加し拡大傾向が続いていることを踏まえれば、OAB～JIP電話は、今後更にもその重要性が高まるものと考えられる。
- 次に、OAB～JIP電話市場におけるNTT東西のシェアの状況を検証すると、ひかり電話網のルータが非指定とされた2004年度当時は3%のシェアしか占めていなかったのに対して、その重要性が飛躍的に高まった2007年6月時点では約75%を占めている状況にある。更に、前述したように、地域IP網の収容ルータに収容されるBフレッツユーザは、2010年度の光2000万加入実現に向けて、その加入数が増加することが想定されることから、これに伴い、ひかり電話ユーザも更に増加することが想定される。
- このように、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備の指定対象外とされた2004年度当時と比較すると、OAB～JIP電話市場の位置付けや当該市場におけるNTT東西のシェアの状況は全く異なっており、固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であり、またひかり電話網・他事業者網の利用者双方の利便性確保の観点からも不可欠となっている状況にあると言えるのではないか。
- 加えて、以下の点を踏まえれば、ひかり電話網は、第一種指定電気通信設備に指定することが必要ではないか。

- 現在、ひかり電話網は、第一種指定電気通信設備に指定されていないため、その接続料は相対で決定されているが、この点について、接続事業者からは、公正競争を確保する観点から、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料の設定を求める意見も示されている状況にあること
- 更に、ひかり電話網は、光ファイバ回線をアクセス回線としており、前述のNGNや地域IP網と同様に、ボトルネック性のあるアクセス回線と一体化した設備と捉えることが適当であること

(3) 装置類

1) 現状

メディアコンバータや光信号伝送装置(OLT⁴)、スプリッタといった装置類は、シングルスター方式やシェアドアクセス方式による加入光ファイバに関して必要となる設備であるが、これらは、現在第一種指定電気通信設備に指定されている。

2) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、誰でも容易に調達・設置が可能である等、参入機会の均等性が確保されていること、また現に他社は局舎コロケーションを利用して自ら設置しており、接続料を設定したものの利用実績は皆無であること等から、装置類は、第一種指定電気通信設備の指定対象外とすべきとの意見が示されている。

他方、競争事業者からは、ボトルネック設備であるアクセス網と一体化した設備であること、またISP事業者としては今後も事業継続していくためには接続が保証されなければならない設備であること等から、装置類は引き続き第一種指定電気通信設備に指定すべきとの意見が示されている。

3) 考え方

- メディアコンバータや光信号伝送装置(OLT)等の装置類は、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入ダークファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけ切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではないのではないか。
- したがって、ボトルネック性のある加入光ファイバと一体として設置される装置類については、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが当面必要ではないか。

⁴ Optical Line Terminal

第2章 次世代ネットワークに係る設備・機能の細分化(アンバンドル)

アンバンドルとは、他事業者が、第一種指定電気通信設備を設置する事業者の設備・機能のうち、必要なもののみを細分化して使用できるようにすることであり、97年の事業法改正により導入された制度である。これは、他事業者が多様な接続を実現するためのものであることから、基本的には他事業者の要望に基づいて行われるべきものとされている。

アンバンドルの効果として、アンバンドルされた設備・機能の接続料は、当該設備・機能に係るコストのみを接続料原価として算定することが必要となる。このため、アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時よりも接続料は低減することから、相互接続がより一層推進されるとともに、接続料の低減が利用者料金の低減につながれば、利用者料金市場における競争の促進にも資することとなる。したがって、アンバンドルは、積極的に推進すべきものとされている。

このため、他事業者が要望する設備・機能について技術的に可能な場合はアンバンドルして提供しなければならないこととされており、また、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が、技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合は、技術的に可能とみなすことが適当であるとされている。

1. 検討上の留意点

- NGNのアンバンドルを検討するに際しても、アンバンドルとは、他事業者による多様な接続形態を実現するためのものであり、相互接続や競争の促進に資するものであることから、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならないという考え方は踏襲すべきではないか。
- 他方、NGN固有の事情として、1)通信事業者が構築する統合管理型のIP網であること、2)既存の地域IP網やひかり電話網等がマイグレーションしていくネットワークであること、3)現時点では、未だ稼働しておらず具体的なサービス提供形態・接続形態が必ずしも明確ではない点もあること、に留意が必要ではないか。
- 一点目については、IP網では、一の設備がソフトウェア制御などによって複数の機能を持ち得るなど従来とは異なる機能付与の在り方が可能となることから、PSTNとは異なり、一の設備を複数の機能にアンバンドルするなど、設備面だけでなく、機能面に着目したアンバンドルの検討が必要になるのではないか。
- 二点目については、フレッツサービスやIP電話サービス等既存サービスと同様のサービスについては、その具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等を把握しやすいため、そのアンバンドルは比較的容易に検討可能ではないか。ただし、NGN

でも、PSTNと同様の機能をすべてアンバンドル可能であるかについては、PSTNとIP網との間の構造上の相違や技術的な実現可能性等を踏まえ、他事業者からの具体的な要望に応じて、その可否を検討することが適当ではないか。

- 三点目については、NGNの技術や機能は、今後どのように変化・発展するかが現時点では明確に予測できないこと、またNGNで新たに可能となるサービスは、そのサービス提供形態や接続ニーズ等が必ずしも明確ではないこと、特に、今後追加が想定される上位レイヤー系の機能は、現時点での検討が困難と考えられることから、現在アンバンドルされている33機能が、制度創設時の11機能から段階的に拡大されてきた経緯を踏まえ、サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものとし、今後のサービス展開の自由度を確保するように配慮することも必要ではないか。

2. 各機能のアンバンドルの要否

(1) フレッツサービスに係る機能のアンバンドル

1) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、主に以下の理由から、NGNでルーティング伝送機能相当の機能はアンバンドルすべきでないとの意見が示されている。

- ① 地域IP網の收容局接続メニューとしてアンバンドルしたルーティング伝送機能については、他事業者の利用実績が皆無であったため、NGNにおいても、收容ルータ下部での接続要望はないと考えられること
- ② ISP接続については、地域IP網では、複数のISP事業者と契約して、通信の都度、ISP事業者を切り替えて利用することが可能であるなど、特定のISP事業者に接続先を限定しないことによって、お客様利便の向上を図っているところであり、引き続き、NTT東西が地域IP網部分の利用者料金を設定していきたいと考えていること(※地域IP網のISP接続に関する意見)

他方、競争事業者からは、主に以下の理由から、NGNでルーティング伝送機能相当の機能はアンバンドルすべきとの意見が示されている。

- ① 接続事業者の要望が存在するのであれば、NTT東西は、收容局接続について、速やかにアンバンドルして提供すべきであること
- ② 他事業者がNTT東西のNGNに、利用部門と同条件で接続するための接続料設定が行われることが必要であること
- ③ ISP接続の接続料が、ぶつ切りのユーザ料金よりも営業費用を控除すること等適正な価格で算定されることによって、ISPは、利用者に対して、より低廉なエンドエンド価格を設定することが可能となり、サービス競争を促進すること

2) 考え方

アンバンドルが必要であるということは、他事業者が、第一種指定電気通信設備について、アンバンドルされた設備・機能単位で利用するために接続料を設定する必要があることを意味する。このため、NGNにおいて、地域IP網と同様にルーティング伝送機能相当の機能等をアンバンドルする必要があるか否かは、現在想定される、a) 收容局接続、b) ISP接続、c) IP-IP接続の各接続形態について接続料を設定する必要があるかという観点から検討することが必要ではないか。

a) 收容局接続の観点

- 收容局接続とは、他事業者が自らアクセス回線を調達し又はNTT東西からアクセス回線を借りた上で、当該回線をNTT東西の收容局の收容ルータに接続してNGNを利用する形態を主に想定したものであるが、当該形態における競争事業者の接続実績は、地域IP網ではこれまで存在しない。
- しかしながら、以下の点を踏まえれば、NGNにおいて、現時点で直ちに收容局接続に係る機能をアンバンドルすることが不要と判断するのは適当でなく、地域IP網と同様にアンバンドルをすることが当面必要となるのではないか。
 - 競争事業者からは、收容局接続について速やかにアンバンドルして提供することが要望されていること
 - 今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を收容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること
 - また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた收容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられること

b) ISP接続の観点

- ISP接続については、現在、接続料が設定されていないが、NGN等のISP接続について接続料が設定されると、NGN等を設備コストに適正利潤を加えた額で利用可能となり、当該額からは営業費用等が控除されるので、NTT東西とISP事業者がNGN等とISP部分を「ぶつ切り料金」でそれぞれ利用者に請求するよりも、安価な料金でサービス提供が期待され、その結果サービス競争が促進されることとなる。
- 他方、NGNの利用者は、複数のISP事業者を切り替えて利用することやISP事業者と接続せずにNGN内に閉じたサービスを利用することが可能となっており、

特定のISP事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっているため、接続料設定に技術的な問題があるという側面がある。

- また、ISP事業者がエンドエンド料金を設定できるようにするためには、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ回線の部分も含めて接続料が設定される必要があるが、これは分岐端末回線単位の接続料が設定される必要があることと等値であるため、「第3章 3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定」に関する検討を踏まえて、改めて整理を行うことが適当ではないか。

c) IP - IP接続の観点

- NTT東西は、2007年1月から、互いの地域IP網同士を接続したIPv6サービスの提供を開始したが、これに伴い当該形態は、收容局接続の一形態として追加された。このため、地域IP網では、NTT東西間だけではあるが、收容局接続の実績は存在しルーティング伝送機能の接続料を互いに支払っている状況にある。
- NGNでは、地域IP網における上記IPv6サービスを提供する予定はないが、これに代替するOAB～J番号を用いたテレビ電話サービスは、收容局接続ではなくIP-IP接続の形態で提供される予定となっている。この場合、NTT東西同士であっても、お互いのIP-IP接続に係る機能を活用してサービス提供をすることとしており、また、今後、PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化する中で、NTT東西以外のIP網とのIP-IP接続やIP電話サービス以外での利用形態も増えていくことが想定されることから、IP-IP接続に係る機能はアンバンドルすることが必要となるのではないか。

(2) IP電話サービスに係る機能のアンバンドル

1) 現状

ひかり電話網については、他事業者網との間でIGS⁵接続の形態で接続しているが、現在、第一種指定電気通信設備に指定されていないので、当該網に係る機能は、アンバンドルされていない状況にあり、また、ひかり電話網の接続料は、接続事業者との間の相対取引で決定されている状況にある。

2) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、NGN及びひかり電話網については、第一種指定電気通信設備に指定すべきではないとの意見が示されているが、第一種指定電気通信設備であることを前提としたNGNのIP電話サービスに係る機能やひかり電話網に係る機能のアンバンドルの要否については、特段の意見が示されてな

⁵ Interconnection Gateway Switch

い。

他方、競争事業者からは、IP電話サービスに係る機能については、現在、ひかり電話の接続料は相対取引で、相手側事業者によって接続料水準が異なっており公正競争上大きな問題となっている等の意見が示されている。

3) 考え方

- NGNについては、IGS接続とIP-IP接続、ひかり電話については、IGS接続がその接続形態として考えられることから、NGNでは、IGS接続又はIP-IP接続のいずれかでの接続について接続料を設定する必要があるか否か、ひかり電話では、IGS接続の接続料を設定する必要があるか否かという観点から検討することが必要となるのではないか。
- この際、以下の点を踏まえると、NGNのIP電話サービス及びひかり電話網の機能について、少なくともIGS接続の形態に関して言えば、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の接続料設定をするために、当該機能をアンバンドルすることは必要となるのではないか。
 - 他事業者からは、NGNやひかり電話網を第一種指定電気通信設備に指定した上で、接続料設定を求める意見が示されていること
 - また、現在、相対料金とは言え、ひかり電話網では、IGS接続の接続料が設定されており、当該接続料設定が技術的に実現不可能とは言えないこと
 - 更に、当該接続料は相対取引で決まっているため、相手側事業者によって接続料水準が異なっており、公正競争上大きな問題となっているとの意見が示されていること
- なお、現在のひかり電話網では、NTT東西と接続事業者が、協議の上、相互の接続料を基本的に同額に設定していることから、接続事業者においては、IP電話サービスに係る機能の接続料が設定された後も、この点に留意することが求められるのではないか。
- また、IP-IP接続に係る機能も、以下の点を踏まえると、アンバンドルが必要となるのではないか。
 - NTT東西のNGN間のIP電話サービスの接続は当該形態のみで行われることとなること
 - また、今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続は減少しIP-IP接続が増えていくことが想定されること
- なお、IP-IP接続について、音声伝送役務やデータ伝送役務等の役務単位で更にアンバンドルすることは、IP網の性格から言えば必ずしも適切ではないかもしれませんが、今後NGNの商用サービスが開始され多種多様なサービスが展開さ

れる中で、QoSを確保するサービスとそれ以外のサービスなど、これまでとは異なる視点でのアンバンドルの要否が競争政策上の問題として生じる可能性もあり得ることから、IP-IP接続に係るアンバンドルの問題については、今後のサービス競争の進展状況を踏まえつつ、更に検討を深めることが適当ではないか。

(3) イーサネットサービスに係る機能のアンバンドル

1) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、主に以下の理由から、イーサネットサービスに係る機能をアンバンドルすべきでないとの意見が示されている。

- ① イーサネットサービス市場では、一般に、各事業者が役務提供区間の利用者料金を設定していることから、こうした市場動向等を踏まえ、今回のイーサ接続についても、接続料を設定しないこととしたものであること
- ② イーサネットサービスについては、1対多数で利用する形態が一般的であり、他事業者と相互接続したとしても、他事業者網との間の通信とNTT東西網内に閉じた通信が混在することになるため、他事業者網との間の通信のみを取り出して接続料化することは困難であること

他方、競争事業者からは、主に以下の理由から、イーサネットサービスに係る機能をアンバンドルすべきとの意見が示されている。

- ① 県内で圧倒的なシェアを持つと推定されるNTT東西が、接続料の設定を行わない「ぶつ切り」の利用者料金設定のまま県間サービスに進出すれば、県内サービスのシェアが県間サービス、ひいてはイーサネットサービス全体のシェアに波及すると想定される。NTT東西のイーサネットサービスは本来認められるべきでなく、直ちに接続料を設定すべきであること
- ② 競争事業者は、従来、接続料が設定されており低速品目を主とするNTT東西の「メガデータネッツ」との相互接続により、エンドエンドでのイーサネットサービス提供を行ってきた。イーサネットサービスの需要は高速化の途上にあり、メガデータネッツに加えて高速品目であるNTT東西の広域イーサネットサービスの接続料設定を行うことが公正競争条件の確保のため、喫緊の課題であること

2) 考え方

○ イーサネットサービスに係る機能については、以下の点を踏まえれば、アンバンドルが必要となるのではないか。

➢ イーサネットサービスについて、NTT東西は、従来、県域のサービスしか提供できなかったのに対して、NGNでは、NTT法第2条第5項に基づく活用業務認可を得ることを前提として、県域を越えた県間サービスに進出することを予定していること

具体的な要望を明らかにしてもらった上で、個々の案件にどう対処していくかを検討するアプローチが適当であること

他方、競争事業者からは、主に以下の理由から、帯域制御機能等をアンバンドルすべきとの意見が示されている。

- ① NTT東西自身は、帯域制御機能を用いたサービスを提供することとしており、接続事業者がこの帯域制御機能を利用したサービスをNTTと同時期に提供可能となるよう帯域制御機能をアンバンドルすることが必要であること
- ② 認証・課金機能については、将来NTTが当該機能を用いたサービスを提供する時点と同時期に、当該機能をパススルーで相互接続したサービスを提供できるようアンバンドルすることが必要であること

2) 考え方

- NGNの利活用を促進し多種多様なサービスの提供を実現することは、サービス競争を促進し利用者利便の向上を図る観点から望ましい。この観点から、帯域制御機能等を他事業者が利用して、NTT東西と同様のサービスを提供できるようにすることは必要と考えられるが、現時点でNGNが実装していない機能についてアンバンドルを求めることは現実的ではない。この点、NTT東西は、プレゼンス情報機能や位置情報機能等は実装していないが、回線認証機能、セッション制御機能、品質制御機能を実装するとしていることから、これら回線認証機能等を対象にアンバンドルの要否を判断することが適当ではないか。
- 回線認証機能等については、NTT東西からは、通信制御機能と一体として機能するものであることから、一部機能だけをアンバンドルして提供することは困難との意見が示されているが、これら機能を活用して具体的にどのようなサービスを提供するのかが明確でないと、技術的に実現可能であるか否かの判断は困難である。
- この点、競争事業者からは、帯域制御機能や認証・課金機能についてアンバンドルを求める意見は出されているものの、例えば、NGNの転送機能とは切り離して、帯域制御機能等をどのように利用してサービス提供することを想定しているのかが明確ではないので、技術的な実現可能性を含めたアンバンドルの要否が判断できない状況にある。
- 前述したように、NGNは、今後機能追加され段階的に発展していくネットワークであることにかんがみれば、未だ具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等が明確でない段階でアンバンドルの要否を判断することは、将来現れるサービスの芽を事前に摘むことになりかねないので抑制的に対応することが必要ではないか。

- したがって、回線認証機能等のアンバンドルを検討するまでの熟度が高まっていないことから、現時点でアンバンドルの要否を判断するのは時期尚早ではないか。しかし、これらNGN固有の機能を用いたサービスが、今後サービス競争上重要性を増していくと考えられることから、適時適切にアンバンドルの要否を検討することが必要となるのではないか。

3. 機能の段階的発展等への対応

- NGNは、今後の急速な技術革新等を受けて、現在実装している機能に加えて、段階的に新たな機能が追加されることが想定される。したがって、現時点でその具体的なサービス提供形態等が明確でない機能や現在実装されていない機能であっても、今後の技術革新やサービス競争の進展等の環境変化に応じて、適時適切にアンバンドルがなされないと、他事業者がNTT東西と同様のサービスを提供することができなくなり、公正な競争環境を確保することが困難となることとなる。
- また、今後、PSTNからIP網へのマイグレーションの進展を見据えると、現在、PSTNでアンバンドルされている機能と同様の機能について、NGNでもアンバンドルを求める要望が、その具体的・現実的なサービス提供形態や接続形態と併せて多数出てくることも想定される。
- 他方、アンバンドルは、競争事業者の利用要望のあった機能について行ったものであるが、アンバンドル後に一定期間利用実績がない機能であれば、あえてアンバンドルしておく必要はないことから、既存のアンバンドル機能の必要性についても、適時適切に検証していくことが必要となる。
- この点、2007年度から、競争セーフガード制度の運用を開始し、第一種指定電気通信設備の指定要件や指定範囲については、毎年度、その運用の適正性を検証する仕組みを導入したところであるが、アンバンドルの要否については、その検証対象とはされていないところである。上述のように、今後、NGNの稼動に伴い、新たな機能の追加が想定されること等を踏まえれば、アンバンドルの要否もその検証対象にするように、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を改定することが適当ではないか。

4. 標準的な接続箇所

- NTT東西は、NGNの商用開始については、2007年度内に東京・大阪等の一部エリアで行うことを予定しており、標準的な接続箇所(POI⁶)としては、基本的には、商用開始時点に設置予定のPOIのみを公表しているに過ぎない。

⁶ Point Of Interface

- 提案募集等の結果、POIについては、NTT東西からは、地域IP網での接続実績がNTT東西同士しかなかったことから、収容局接続は不要と考えて、収容局にPOIは設置しないこととしたとの意見が示された。他方、競争事業者からは、アクセス回線を多様化し利用者の選択肢を広げるため、NTT東西以外の扱うアクセス回線もNGNに接続できるように接続箇所を追加すべきとの意見や、NGNには、現行の加入電話等と同等に、少なくとも各県にPOIを1以上設けることが必要等の意見が示されている。

- 収容局接続については、当該接続形態でアンバンドルする必要性があれば、収容局に標準的なPOIを設置することが必要ではないか。この場合、具体的なPOIの設置場所としては、地域IP網における収容局のPOIの設置場所と同様の場所に設置することが適当ではないか。

- なお、IGS接続やISP接続については、現行のPOIと同様の場所にPOIが設置される予定となっており、現時点で特段問題はないと考えられるが、IP-IP接続等を含めて、多種多様な事業者が様々な形態で接続を行い創意工夫を活かしたサービスを提供するためには、接続が容易な箇所にPOIが設置されることが望ましいのではないか。このため、現行の接続ルールを審議した電気通信審議会答申⁷において、接続約款の認可基準の考え方として、「技術的に接続可能なすべての第一種指定電気通信設備上のポイントにおける接続が提供されること」とされていることも踏まえ、NTT東西においては、事業者の要望に応じて適時適切にPOIの設置を行うことが適当ではないか。

⁷ 「接続の基本的ルールの在り方について」(1996年12月)

第3章 接続料の算定方法等

1. 接続料の算定方法

(1) 現行制度上の接続料の算定方法

第一種指定電気通信設備を設置する事業者は、当該設備に係る機能がアンバンドルされた場合は、当該機能ごとの接続料を接続約款に記載し、総務大臣の認可を受けなければならないこととされている(事業法第33条第4項)。

接続料については、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして「総務省令で定める方法」により算定された原価に照らし公正妥当なものであることがその認可基準とされており、「総務省令で定める方法」としては、現行制度上は、実績原価方式、将来原価方式、長期増分費用方式(LRIC方式)、キャリアズレート方式の4種類が規定されている。

実績原価方式と将来原価方式は、いずれも接続料の算定期間に実際に発生する費用と需要に基づき接続料を算定することを基本とする実際費用方式の一形態である。算定期間の開始する前に接続料を設定する必要があることから、

- 1) 実績原価方式では、算定時点で把握可能な最新の会計データ、すなわち算定年度の2年度前の会計年度の接続会計の費用に基づき接続料を算定し
- 2) 将来原価方式では、新規かつ今後相当の需要が見込まれるサービスについて、2年度前の接続会計の費用で算定すると実績と大幅に乖離した費用になるおそれがあること等から、接続会計の費用を基盤として算定期間の費用を予測した上で接続料を算定している。

また、長期増分費用方式とは、実際費用方式が接続会計の結果を基礎として算定する方式であり、情報の非対称性や既存事業者の非効率性の排除の点で一定の限界があるため、最も経済的・効率的なネットワークを仮想的に構築した場合における費用に基づき接続料を算定する方法である。さらに、キャリアズレート方式とは、届けている小売料金から営業費相当分を控除して接続料を算定する方法である⁸。

(2) 接続料算定方法の基本的考え方

- 以下の点を踏まえれば、少なくとも商用開始から2009年度までの接続料について、実績原価方式やLRIC方式で算定することは現実的ではなく、将来原価方式等

⁸ アンバンドルされた33機能は、接続料規則第4条に個別に列挙されているが、そのうち長期増分費用方式で接続料を算定する機能については同規則第5条、キャリアズレート方式で接続料を算定する機能については同規則第8条第3項に規定されているところである。

の採用が現実的な選択肢となるのではないか。

➤ NGNは、2007年度内に商用サービスを開始するが、実質的には2008年度の接続会計からNGNの費用等が整理されることとなるので、実績原価方式は算定年度の2年度前の接続会計に基づき算定されることにかんがみれば、NGNの接続料を実績原価方式で算定可能となるのは、早くても2010年度の接続料からなること

➤ また、LRIC方式については、今後、NGNに対する設備投資が行われていく状況を踏まえれば、NTT東西の投資インセンティブを失わせることがないように留意が必要であり、今後NGNの提供エリアが全国展開され、ネットワークとしての形が一定程度定まった段階でその適用の是非等を判断することが適当であること

○ なお、現行制度上の上記方式以外では、例えば、プライスカップ方式が存在するが、以下の理由から、当該方式も、商用開始時からの接続料の算定方法としては現実的ではないのではないか。

➤ プライスカップ方式とは、基準料金指数を用いて一定期間の接続料水準の上限を設定する方式であるが、NGNは、これから設備投資を行って構築していく過程にあるネットワークであり、その収益・費用構造が動的に変化していくことが見込まれることから、基準料金指数を定めるために必要な生産性向上見込み率(X値)を適切に設定することに困難を伴う面があること

(3) フレッツサービス(收容局接続)に係る機能の接続料

1) NGNと地域IP網の接続料の合算算定

○ フレッツサービス(收容局接続)に係る接続料については、NGNのルーティング伝送機能相当の機能と地域IP網のルーティング伝送機能の需要と費用を合算して接続料を算定することの適否が問題となる。

○ 以下の理由から、NGNのルーティング伝送機能相当の機能と地域IP網のルーティング伝送機能は、それぞれの費用と需要に基づき別個に接続料設定をすることが適当ではないか。ただし、NGNの接続料と地域IP網の接続料が異なると、利用者の混乱を招来するおそれや地域IP網からNGNへのマイグレーションを阻害するおそれがあること等から、例えばNGNのルーティング伝送機能相当の機能の接続料を算定する際に、地域IP網とNGNの関係やそれぞれの接続料水準を検証するなど、NGNの稼働後の状況を踏まえた対応も必要ではないか。

➤ NGNは、地域IP網とは別に新たに構築するネットワークであることから、それぞれのネットワークの機能ごとの接続料を算定することが原則であること

➤ また、NGNの收容ルータと地域IP網の收容ルータは異なるルータであり、同一の收容ルータにPOIが設置されるものではないこと

➤ ひかり電話網とは異なり、地域IP網は、アクセス回線としてメタル回線も利用しており、メタル回線の巻き取りが行われない以上、ADSLサービス等に利用されるコア網としてNGNと並存し続ける状況が当面想定されること

2) 接続料の算定方法

- NGNのルーティング伝送機能相当の機能の接続料については、NGNの商用開始後の一定期間(少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料まで)は、当該機能に係る需要と費用を予測する将来原価方式により算定することが適当ではないか。これは、地域IP網のルーティング伝送機能も、当初は将来原価方式で算定していたことから適当ではないか。
- ただし、上記予測を行うためには、NGNのルーティング伝送機能相当の機能に係る費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現行の地域IP網のルーティング伝送機能の接続料を暫定的に適用することとすることが適当ではないか。
- その上で、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当ではないか。

(4) IP電話サービス(IGS接続)に係る機能の接続料

1) NGNとひかり電話網の接続料の合算算定

- IP電話サービスに係る機能の接続料についても、NGNのIP電話サービスに係る機能(IGS接続)とひかり電話網に係る機能の需要と費用を合算して接続料を算定することの適否が問題となる。
- この点、提案募集等の結果、NTT東西からは、ひかり電話網は当初から中継面をNGN用の装置に置き換える等、順次ネットワーク統合を進める予定としているため、それぞれのネットワークで別々の接続料を設定することは非現実的なので同一の接続料を設定せざるを得ないとの意見が示されている。
- また、競争事業者からも、a)利用者には、自らのひかり電話が、従来のひかり電話網とNGNのどちらであるか判別困難であること、b)既存のひかり電話はNGNへマイグレーションしていくこと、c)両者は、機能的にもほぼ同様のOAB~JIP電話であること等から、NGNのIP電話サービスに係る機能とひかり電話網に係る機能の接続料は同一とすべきとの意見が示されている。
- NGNは、ひかり電話網とは別に新たに構築するネットワークであることから、それぞれのネットワークの機能ごとに接続料を算定することが原則ではあるが、以下の点にかんがみれば、NGNのIP電話サービスに係る機能とひかり電話網に係る機能について、それぞれに係る需要と費用を合算して同一の接続料を設定

することが適当ではないか。

➤ NGNとひかり電話網は、以下の点から、一体性が高いと考えられること

・両ネットワークは、商用開始時から中継ルータ同士で横つなぎされるとともに、IGS接続については同一のIGSにPOIを設置すること

・ひかり電話網のルータは、地域IP網よりも早期に、中継ルータから順次NGN用の高機能ルータに置き換えることが予定されていること

➤ また、それぞれのネットワークで接続料水準が異なることが、利用者料金の差異につながれば、利用者から見ると同一のサービスであるにもかかわらず、利用者料金が異なる状態（一物二価）が生じるとともに、いずれのネットワークを利用しているか判別困難な利用者の混乱を招来するおそれもあること

2) 接続料の算定方法

○ IP電話サービスに係る機能の接続料については、NGNの商用開始後の一定期間（少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料までは）、現在のひかり電話網等に係る需要と費用の実績データをベースとして、NGN（IGS接続）とひかり電話網に係る需要と費用を予測する将来原価方式により算定することが適当ではないか。

○ ただし、上記予測を行うためには、NGNのIP電話サービスに係る機能（IGS接続）の費用を他の費用から分計することが必要となるが、当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後、当分の間は、現在のひかり電話の接続料に準拠した形での接続料を暫定的に適用することとするのが適当ではないか。

○ その上で、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当ではないか。

(5) イーサネットサービスに係る機能の接続料

○ イーサネットサービスに係る機能の接続料についても、少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料までは、LAN型通信網に係る需要と費用を予測する将来原価方式により算定することが適当ではないか。

○ しかし、以下の点を踏まえれば、商用開始後当分の間は、コストベースであることを前提として、接続料を相対取引で設定することもやむを得ないのではないか。

➤ NTT東西のLAN型通信網は、現時点ではCUGタイプの提供しか想定していないため、PVCタイプを新たに提供可能とし接続料を設定するためには、少なくとも10億円程度の改修費用と1年程度の改修期間を要するとNTT東西からは聞いており、少なくとも2008年度内に将来原価方式で算定した接続料について接続約

款の変更を行うことは困難と考えられること

- ただし、NTT東西においては、LAN型通信網の接続料を設定するための改修作業をできる限り早期に終了させるとともに、LAN型通信網の費用も整理された2008年度の接続会計は、2009年7月末までに公表される必要があることを踏まえ、2009年度内に接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当ではないか。

(6) IP - IP接続の接続料

- IP-IP接続の接続料については、提案募集等の結果、NTT東西からは、ビル&キープ方式の適用を求める意見が示されている。
- この点、NTT東西間のテレビ電話は、地域IP網では収容局接続、NGNではIP-IP接続と異なる接続形態でのサービス提供となるが、地域IP網の収容局接続の場合は、NTT東西が互いにルーティング伝送機能の接続料を支払ってサービス提供をしていること、また収容局接続とは言っても、この場合は地域IP網というIP網同士を接続するIP-IP接続と捉えることも可能であることから、NGNのIP-IP接続の場合も、地域IP網の場合と同様に接続料を設定することが必要ではないか。
- また、インターネットのIP-IP接続(ISP間接続)では、トラフィック量を個別に記録する仕組みがないため、精算を行わないピアリングや通常帯域幅に応じた定額精算をするトランジットの仕組みが採られており、NGNのIP-IP接続にもこれと同様の仕組みを採用する考え方もあるが、NGNは、通信事業者が構築する統合管理型のIP網であり、当該網に流出入するトラフィックを個別に把握することは可能であること、またNGNは第一種指定電気通信設備となり、コストに適正利潤を加えた事業者間均一の料金で競争事業者が利用可能となることが公正競争を確保する観点から必要であることから、NGNのIP-IP接続について接続料を設定することが必要ではないか。
- このため、IP-IP接続についても接続料を設定することとし、少なくとも接続会計におけるNGNの扱いが未確定である2009年度接続料までは、IP-IP接続に係る需要と費用を予測する将来原価方式により算定することが適当ではないか。
- ただし、上記予測を行うためには、IP-IP接続に係る費用を他のNGNの費用から分計することが必要となる。当該分計に必要なコストドライバの検討には一定期間要することから、商用開始後当分の間は、接続料を相対取引で決定することはやむを得ないのではないか。
- しかし、NTT東西においては、上記コストドライバの在り方について早急に検討を行い結論を得て、2008年度内に当該コストドライバで分計した費用等に基づき算定した接続料について接続約款の変更認可申請を行い、同年度内に接続約款の

変更認可を受けられるようにすることが適当ではないか。なお、IP-IP接続での新規サービスの提供等により、コストドライバや接続料設定に関し新たな問題が生じるなど、更に検討期間が必要と認められる場合も考えられるが、その場合でも、第一種指定電気通信設備であるNGNの接続料は、できる限り早期にコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で設定されることが望ましいことから、少なくとも2009年度内に接続約款の変更認可を受けられるようにすることが適当ではないか。

2. 接続会計の設備区分

(1) 現状

第一種指定電気通信設備を設置する事業者は、当該設備との接続に関する会計（接続会計）を整理し、これに基づき当該接続に関する収支の状況等を公表しなければならないこととされている。

この接続会計は、1997年の事業法改正により導入され、1998年4月に開始する会計年度から適用が開始されたものであり、実際費用方式における接続料算定の基礎データを提供する機能と管理部門・利用部門間の内部相互補助のモニタリング機能という二つの機能を果たすことが求められるものである。

接続会計の設備区分は、現在、管理部門で25区分、利用部門で5区分の合計30区分が存在している。しかし、制度創設後、網機能の追加やIP化の進展に伴うネットワーク構造や市場構造の変化など接続会計を取り巻く環境が大きく変化する中で、例えば、網機能が3倍に増加したのに対して設備区分は4区分しか増加していないなど、制度創設時に比較して、設備区分と網機能との対応関係が複雑化・不明確化した等の問題が指摘されているところである⁹。

これを踏まえ、接続会計の設備区分については、原則として一の設備区分に帰属する費用等が一の機能の接続料算定に対応するように設定する観点等から見直しを行うこととし、2007年12月、情報通信審議会に、その趣旨を内容とする第一種指定電気通信設備接続会計規則（以下「接続会計規則」という。）の改正案が諮問されたところである。

(2) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、NGNは第一種指定電気通信設備の指定対象外であることから、NGNに係る収入・費用を接続会計（管理部門）に整理することは不要との意見が示されている。

⁹ 「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」報告書（2007年10月）の中で、接続会計の設備区分の在り方について検討・提言。

他方、競争事業者からは、主に以下のような意見が示されている。

- 1) PSTNサービス等からNGNに内部相互補助が行われること等がないよう、接続料算定のプロセスの透明化を図るため、接続会計にNGNに係る区分を新たに設けることが必要。
- 2) IP網では、一の設備で複数の機能を具備することが一般的であるため、物理的な区分を新設するだけでは不十分であり、機能別に区分し費用を把握することが必要。

(3) 考え方

1) 設備区分の在り方

- 接続会計の設備区分は、接続料算定の基礎データを提供する機能を有することから、当該機能が、今回のアンバンドル機能の追加により損なわれることがないように措置することが必要ではないか。
- このため、設備区分については、既存のアンバンドル機能の接続料算定のために必要な基礎データが有効適切に提供可能かどうか、また今回追加するアンバンドル機能の接続料算定に必要な基礎データが有効適切に提供可能かどうかという観点から検証した上で、一の設備区分に帰属する費用が複数のアンバンドル機能に配賦されることがないように、原則として一の設備区分に帰属する費用等が一の機能の接続料算定に対応するように設備区分の設定を行うことが必要ではないか。
- その際、現行の接続会計規則別表第二様式第5に定める設備区分別費用明細表等は、PSTNに係る設備区分やIP網に係る設備区分等が混在した表となっているが、このままでは必ずしも外部からの検証容易性が高いとは言えないことから、少なくともNGNに係る設備区分別費用明細表等とそれ以外のネットワークの設備区分別費用明細表等を分けるなど検証容易性を高める措置を併せ講じることが適当ではないか。

2) コストドライバ

- フレッツサービスやIP電話サービス等は、同一の収容ルータや中継ルータ等を利用してサービス提供が行われることから、例えば、接続料算定のためにルーティング伝送機能相当の機能の費用予測を行うためには、IP電話サービスに係る機能等との間の適正なコストドライバが必要となる。また、接続会計において新たに設定する設備区分に適正に費用を配賦する場合、IP網の特性として、一の設備が複数の機能に用いられることが一般的であることから、適正なコストドライバの在り方を検討することが重要かつ緊急の課題となる。

- 具体的には、NGNの設備コストについて、ルーティング伝送機能相当の機能の費用、IP電話サービスに係る機能の費用、IP-IP接続に係る費用に分計することなどが問題となると考えられるが、この場合も、単にパケット量で分計する方法、単純なパケット量比ではなくQoSのレベル等を加味してパケット量を比率化して分計する方法など複数の選択肢が想定され得るところである。
- このため、NTT東西においては、上記以外の問題も含めて、コストドライバに係る問題点を早急に洗い出すとともに、速やかにそれらの解決策の検討に着手することが必要であり、できる限り早急に結論を得て2008年9月末までに総務省にその内容を報告することが適当ではないか。

3. 分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定

(1) 現状

現行の加入ダークファイバには、分岐しないタイプのもの(シングルスター方式)とPON(Passive Optical Network)システムを用いて分岐するタイプのもの(シェアアクセス方式)の二種類が存在している。

接続料の設定方法としては、シングルスター方式については、芯線単位で接続料が設定されている一方、シェアアクセス方式については、主端末回線単位で接続料が設定されている。主端末回線には、分岐端末回線を最大8回線接続させることが可能であるため、多くの分岐端末回線が接続された場合は一利用者当たりの主端末回線のコストを抑制できる一方、接続される分岐端末回線が少ない場合には割高になることとなる。

このため、競争事業者からは、シェアアクセス方式の加入ダークファイバについて、分岐端末回線単位で接続料を設定することを求める意見が示され、情報通信審議会でも審議が行われた。同審議会の2007年3月答申¹⁰では、OSU(Optical Subscriber Unit。OLTの構成単位)を共用することにより分岐端末回線単位の接続料を設定することについて、光サービスの提供コストの低廉化等を通じ、競争の活性化を実現するといった面がある一方で、以下の点にかんがみれば、少なくとも現時点で、NTT東西にOSUの共用化を義務付けるべきであると結論付けることは適当ではないとされた。

- 1) NTT東西は、サービス品質等の面で当該接続事業者からの影響を受けるというリスクが発生すること
- 2) NTT東西の地域IP網は、他事業者の通信をブロックする機能を有していないことから、OSUを共用化するためには、地域IP網を改造し、各事業者に通信を振り分ける機能を実装する必要性が生じること
- 3) 更に、接続事業者は、現行の接続メニューにおいて、自らNTT東西の局舎にOS

¹⁰ コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について

Uを設置して、NTT東西の加入者回線のみを利用して、本サービスと同様のサービスを提供することが可能であること

ただし、同答申では、OSUの共用化については、NTT東西及び接続事業者に係るサービス品質確保の在り方、NTT東西の主張するコスト負担の在り方等について更に議論を深めることが必要と考えられるほか、地域IP網とNGNとの関係についても検証を深めることが必要とされ、その妥当性は、NGNの接続ルールの検討において改めて検討することが適当とされた。

同答申後、競争事業者の7社連合¹¹は、OLT装置等の複数事業者の共用について、技術的に問題ないかどうかを確認するため、市販のOLT装置等を用いてサービス品質面での影響等の検証及び確認を行い、2007年9月、各ユーザのトラフィックを一定に制御する等の運用ルールを定めることで、NTT東西を含む複数事業者でOLT装置等の共用は可能と考えられる等を内容とする検証結果を公表したところである。

(2) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西に対しOSU共用を義務付けることについては、以下のように、様々な観点でNTT東西(電力系事業者やCATV事業者を含む。)と競争事業者との間で意見が対立している状況にある。

1) サービス品質確保に係る問題

NTT東西	競争事業者
①利用者のサービス選択の決め手は通信速度であるが、現在Bフレッツ(ベストエフォート)の速度は60~80Mbpsであり、共用した場合、30Mbpsとなる可能性があるため、サービスレベルが低下する	①共用した場合の速度の最低保障が30Mbpsであり、ベストエフォートの速度は今までどおり60~80Mbpsであるため、変わりはない
②帯域制御サーバでは、他社ユーザが利用中の帯域を管理できないので、その芯線を利用中の利用者の帯域確保ができなくなる	②帯域制御サーバを指定設備として共用し、他社ユーザを含めて管理することにより問題は生じない
③収容替え等をすべきユーザの特定・折衝等に時間を要し、その他の利用者のサービス品質低下状態が長期化する	③ヘビーユーザの事例は特殊事例であり、またルータ等のログの監視等により収容替え等を検討すべき者は容易に把握可能
④故障対応等に時間を要し、ひかり電話等では致命的なサービスレベルの低下となる	④NTT東西の仕様に合致したONUを利用していればNTT東西の管理が可能となるため、故障原因の特定に問題が発生するものではない
⑤品質確保に向けた運用方法について、異なるサービスポリシーを持つ事業者間	⑤ADSLでも異なるサービスポリシーを持つ事業者間で共通の運用ルールが策定

¹¹ アッカ・ネットワークス、イー・アクセス、KDDI、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、TOKAI、ビッパ東海の7社

で共通の運用ルールを定めることは非常に困難	されており、FTTHでも同様のルールの策定は当然可能
-----------------------	----------------------------

2) 新サービス提供上の支障に係る問題

NTT東西	競争事業者
<p>①OLT装置や分岐数を固定的に捉えOLT等を共用することは速度アップや新サービス提供が困難となる</p> <p>②新サービス提供に必要なOLTの変更等について関係事業者間の調整が必要となるが、調整に時間を要するなどして新サービスのタイムリーな提供に支障が生じる</p> <p>③新サービス提供時の設備更改・変更に係る事業者間の取り決めについて、異なるサービスポリシーを持つ事業者間で共通の運用ルールを定めることは非常に困難</p>	<p>①分岐方式の追加・変更は、NTT自身の都合のみで見直されているものであり、NTTの事業に最適化された設備構成の利用を強いられるため、構造的にNTTと同等の競争環境になく競争的に利用者を増やすことができない状況</p> <p>②OSUを共用する事業者間で運用ルールを予め定めることで対処可能</p> <p>③ADSLでも異なるサービスポリシーを持つ事業者間で共通の運用ルールが策定されており、FTTHでも同様のルールの策定は当然可能</p>

3) 追加的費用負担に係る問題

NTT東西	競争事業者
<p>①従来のオペレーションシステムの開発実績等から考えれば、少なくとも数百億円規模の費用を要し、また実際の提供までの開発期間も、仕様決定後、少なくとも約2年程度かかる</p>	<p>①事業者振り分けスイッチやオペレーションシステム開発コストは、単一システムで膨大な加入者を処理できるため、加入者当たりのコストは非常に安くなる。試算ではスイッチのコストは、加入者当たり月額3円程度の追加コスト</p>

4) サービス競争に係る問題

NTT東西	競争事業者
<p>①OLTを共用すると、共用内のサービスの最大割当帯域は全て均一化し、競争がなくなるため、競争を通じた利用者利便の向上が図られなくなるおそれ大きい</p>	<p>①ADSLサービス等においてインターネット接続のみならず、IP電話などの多様なサービスが登場してきているという前例からも、左記のような指摘は当てはまらない</p>

5) 設備競争に係る問題

NTT東西	競争事業者
<p>①OLT共用要望のポイントは、「投資リスクを負って設備を構築し、営業努力して収容効率を高めてきた事業者に後から相乗りすることで、自らはリスクを負わず</p>	<p>①設備競争のブレーキをかけることになるといのは、設備競争こそが競争の本流という誤った認識に基づくもの。適正なコスト回収が可能であれば、設備構築のイ</p>

<p>に、先行事業者と同等のコスト(1ユーザ当たりの設備コスト)で設備調達して事業展開したい」ということ</p> <p>②これは、自ら投資リスクを負って設備を構築し、営業努力によって1ユーザ当たりの設備コストを低減させてきた事業者との競争環境を歪めるものであり、進展しつつある設備競争の芽を摘む</p>	<p>ンセンティブが損なわれることなく、設備競争とサービス競争とを両軸として推進してこそ、真の意味で消費者利便の最大化に資する</p> <p>②OSUの共用を認めず、設備保有事業者による競争阻害的な接続ルールを継続することは、設備保有事業者による非効率性を増長するばかりか、設備保有事業者による利用者の困い込みを助長</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6) デジタルデバイド解消に係る問題

NTT東西	競争事業者
<p>①設備競争の結果、近畿圏は全国平均を上回るFTTH世帯カバー率であることにかんがみれば、設備競争の縮退はFTTHの普及促進やデジタルデバイドの解消にもマイナスの影響を与える</p>	<p>①特に地方部では、接続事業者はもちろんNTTでさえも稼働率が確保できず、採算が見込まれないため、光サービスの普及が進展しないことが考えられる。NTTを含めたOSU共用を実施することにより、全事業者の稼働率及び採算性が向上するため、地方部でも光サービスの普及が進展し、デジタルデバイドの解消に寄与</p>

7) 経営判断・営業判断の問題

NTT東西	競争事業者
<p>①NTT東西だけが共用を義務付けられるとすれば、著しく競争中立性を欠く。共用化によるメリットとデメリットをどのように判断するかは、各社の経営・営業判断に委ねるべき</p>	<p>①左記の指摘は、NTTの管理部門と利用部門が一体として事業運営を行っているという立場からの主張以外の何ものでもない</p> <p>②NTT管理部門からすると、本来最も効率的な設備の接続単位は一分岐単位であり、接続事業者の再三の申入れにもかかわらず、利用部門の要求する非効率な8分岐のみ受け入れることは競争阻害的な目的があると疑わざるを得ない</p>

なお、NTT東西以外の事業者間でOSUを共用することについては、競争事業者からは、以下のように否定的な意見が示されている。

- 1) ボトルネック事業者と他事業者の競争環境が異なることは適当でなく、他事業者のみの共用を前提とした検討は行われるべきでない。
- 2) 設備稼働率の向上については、NTT東西との共用が実現する場合と実現しない場合では大きな差異が発生するし、現状でNTT東西の平均収容効率が3/8以下なので、他事業者との共用によるメリットは十分にあるし、接続料の低下が

見込まれるのであれば、NTT東西にも共用に参加してもらうことが市場の活性化につながる。

(3) 考え方

1) OSUの共用

- OSUの共用により分岐端末回線単位の接続料設定をすることは、以下の点にかんがみれば、光サービス提供コストの低廉化等を通じ競争の活性化を実現する効果を有することは事実ではないか。
 - シェアドアクセス方式の加入光ファイバは、1芯当たり最大8契約を収容可能であるが、FTTHシェア約7割を占めるNTT東西であっても、2006年度時点で、当該1芯当たりの契約数は2～3契約程度であり、競争事業者はそれを下回る契約数であることから、いずれの事業者も1芯分のコストを8契約で分担するよりは、相当程度高いコストが1契約ごとに必要な状況にあること
 - また、今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展していく中で、各社の営業努力により、1芯当たりの契約数は上昇することが見込まれるものの、NTT東西にあつては、NGNのエリアに展開に合わせて、地域IP網のBフレッツユーザに用いていた芯線とは別に、NGNのBフレッツユーザ用に新たに芯線を敷設することが必要となり、これは、同一の光配線ブロックでも、当分の間は、地域IP網用とNGN用で二重に芯線が必要となることを意味することから、1芯当たりの契約数が著しく上昇することが必ずしも見込めない状況にあること
- しかし、OSUの共用をNTT東西に対し義務付けることについては、上述で整理した意見にあるように様々な問題がある。このうちサービス品質確保に係る問題や新サービス提供上の支障に係る問題は、事業者間の共通ルールを模索する余地が現時点で必ずしも否定されるものではないが、今後のサービスの高度化・大容量化等を見据えた場合、現在の分岐の仕組みを固定的に捉えることが適当かどうかや、電力系事業者やCATV事業者も含めて懸念が示されているサービス競争・設備競争に係る問題に加えて、OSUを共用せずにサービス提供をするというNTT東西の経営の自由や営業の自由を制限することが可能かどうかは判断が分かれるところではないか。
- 現在、NTT東西の光ファイバの回線シェアは78.9%であり、またFTTHサービスのシェアは70.2%、更に新規契約者に占めるシェアは80%を超える状況となっており、OSUの共用については、これらFTTHを巡る市場環境・競争環境等を考慮してその適否を判断することが必要となるのではないか。

2) OSUの専用

- また、OSU共用の目的が、分岐端末回線単位の接続料設定により一契約当たりの接続料負担を低減させることであれば、それはOSU共用以外の手段によ

って実現することも可能である。例えば、各事業者が従来どおりOSUは専用するが、接続料算定に際しては、従来と異なり、1芯ごとに接続料を算定するのではなく、シェアアクセス方式の芯線に係る総コストを事業者合計の分岐端末回線数で除すことにより、分岐端末回線単位の接続料設定を行うことも考えられる。

- この点については、競争事業者からは、利用率やボリュームに応じた料金算定は、現行のPSTN等の接続料等の算定にも既に採用されている考え方の一つである等の意見が示される一方、NTT東西等からは、以下の点から、適当ではないとの意見が示されている。

- サービス競争の阻害要因は解消されるが設備競争を否定する施策であること
- 収容効率の低い事業者が利用している設備に係る費用を、収容効率の高い事業者が負担させられる一方、収容効率の低い事業者の方が品質の良いサービスを提供できるため、設備を効率的に利用しようというインセンティブがなくなり、モラルハザード的な借り方を助長すること

- これに対しては、現行の加入光ファイバ接続料においては、未利用芯線（先行投資分）に係るコストも接続料原価に算入され、NTT東西の利用部門を含む接続事業者の間で分担している状況にあることを踏まえると、分岐端末回線単位で接続料を設定し、未利用の分岐端末回線に係るコストをNTT東西の利用部門を含む接続事業者で負担することを同様の取扱いと考えることも可能ではないか。

- また、NTT東西が主張するモラルハザード的な利用の防止については、例えば、1分岐回線目の接続料は、8分岐合計の接続料の相当の割合を占める額を「基本料」として設定し、1) 2分岐回線目以降は、残りの額を平均した額を「加算額」とする、又は2) 2分岐回線目以降も営業努力等を加味して2分岐回線目を3分岐回線目よりも高い接続料を設定するなど傾斜配分により設定した額を「加算額」とする等の措置を講じることも考え得るところではないか。

- ただし、この考え方については、以下の点に留意した上でその適否を判断することが必要となるのではないか。

- 「基本料」を低く設定し過ぎると、モラルハザード的な利用の抑止効果は低下するとともに、設備競争の阻害に対する電力系事業者等の懸念も高まり、他方、「基本料」を高く設定し過ぎると、分岐端末回線単位の接続料設定により接続料を低減させる効果が十分に達し得なくなるという問題があること
- 「基本料」の設定額にかかわらず、8分岐回線全部を利用しない事業者の未利用の分岐端末回線に係るコストは、NTT東西の利用部門を含む接続事業者で負担することとなるが、その際、当該未利用部分に係るコストは、最も多くの分岐端末回線を保有するNTT東西が最も多くの額を負担することとなること
- OSU共用の場合と比較すると、複数事業者間で芯線を共用できない分だけ芯線の効率的な利用の点で劣る部分があること

3) Bフレッツに係る機能の接続料化

- また、分岐端末回線単位で加入ダークファイバを利用する方法としては、NTT東西のBフレッツに係る機能をアンバンドルしてキャリアズレート方式で接続料を設定することも考えられる。

- この考え方については、以下の点を踏まえてその適否を判断する必要があるのではないか。
 - これは、ISP接続としてISP事業者も要望しているものであり、アクセス回線部分だけを見れば、現在よりもNTT東西に近い料金水準で利用できるようなると考えられること
 - 他方、Bフレッツは、アクセス回線とコア網を組み合わせ提供されるサービスであることから、Bフレッツに係る機能を接続料化したとしても、アクセス回線を分岐端末回線単位で競争事業者のIP網に直接接続するというニーズに応えることはできないし、また設備競争の阻害に対する電力系事業者等の懸念も存在すること
 - また、Bフレッツの利用者は、複数のISP事業者を切り替えて利用することやISP事業者と接続せずにNGN内に閉じたサービスを利用することが可能となっており、特定のISP事業者向けに接続先を限定することができない仕様となっているため、接続料設定に技術的な問題があるという側面があること

第4章 その他

1. 接続に関する同等性の確保等

(1) 現状

競争事業者が、NTT東西のネットワークと接続して多種多様なサービスを遅滞なく提供可能とするためには、接続の可否に関する情報を合理的期間内に入手するとともに、接続の請求を行ってから合理的期間内に接続可能であること等が必要となる。

このため、接続約款の認可基準として、接続に関する手続等が適正かつ明確に定められていることが挙げられており、省令(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項)において、接続約款に記載すべき接続に関する手続等について詳細な事項が定められているところである。

具体的には、接続の請求に必要な情報開示を受ける手続、接続の請求への回答を受ける手続及びそれらの標準的処理期間、また接続に必要な装置をコロケーションする場合の情報開示を受ける手続、当該装置の設置の可否等を検討し結果の回答を受ける手続及びそれらの標準的処理期間など詳細な事項が定められており、これらを定めた接続約款については、接続事業者の要望等に応じて、手続の簡素化や標準的処理期間の短縮化等の見直しが適時行われている状況にある。

また、接続を前提としないネットワーク構築や他事業者の意見が反映されないネットワーク構築がなされると円滑な接続が妨げられることから、第一種指定電気通信設備を設置する事業者は、当該設備の機能の変更又は追加をするときは、機能の内容や提供条件、インターフェース等を記載した計画(網機能提供計画)を工事開始日の原則200日以上前に届け出なければならないこととされている¹²。

ただし、ルータ等は、「装置の開発ペースも速く、網機能の追加・変更が頻繁にあると考えられ、又装置自体、接続を前提として開発されたものが殆どであることから、今までのところ網機能の提供に関して問題となったことがない」ため、2001年から、網機能提供計画の対象外となっている。

他方、ルータ等は、網機能提供計画の対象外となっているものの、情報開示告示において、網機能の提供予定時期や導入エリアなど情報開示すべき内容が定められている。

¹² 網機能提供計画については、1997年の制度創設後、2001年に一部見直され、官報掲載(計画届出から30日以内)後に、30日以上意見受付期間を設け、その期間内に他事業者から意見・要望がなければ工事開始日の前倒しが可能とされた。

(2) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、主に以下のような意見が示されている。

- 1) 当社のNGNは、自主的にインターフェース条件等を公表して相互接続性の確保に努めている。
- 2) 網機能提供計画について、現に他事業者が、当社のIP通信網を利用せずに、自らルータ等の局内装置を設置して、独自のIP通信網を構築し当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していることが、今後ともルータ等を網機能提供計画の対象外としても何ら問題のないことの証左。仮に当社だけが網機能提供計画の届出義務を課され、最大200日にも及ぶ長期の間、機能開発に着手もできないとすれば、極めて競争中立性を欠くだけでなく、多様なサービスの迅速かつ柔軟な提供に著しい支障が生じる。

他方、競争事業者からは、主に以下のような意見が示されている。

- 1) 現在、第一種指定電気通信設備に対し取られている手続や情報開示と同様の措置が必要である。
- 2) NGNでは、ルータやSIPサーバが中心的な役割を担うことや情報開示告示による開示では接続事業者に必要な検討時間が確保されないこと等からルータ等は網機能提供計画の対象とすべきである。また、その際、届出時期が200日前で足りるのか適宜公示期間の見直しを検討すべきである。

(3) 考え方

- 接続に関する手続等については、NGNには、これまで第一種指定電気通信設備に対して講じられている接続の手続やコロケーションルール等が適用されることとなるが、商用開始のされていない現段階では、これに加えて新たに必要となる具体的な手続は想定されないのではないか。したがって、総務省においては、商用開始後の接続に関する状況やコロケーションに関する状況を注視して、接続に関する手続についてNGN固有で新たに講じるべき措置があれば、競争事業者等の要望を踏まえ、適時適切に対応することとするのが適当ではないか。
- また、網機能提供計画については、NGNは、主にルータとその間の中継回線により構成されるネットワークであり、これらが網機能提供計画の対象外であると、新たな機能の追加に対応して新サービスの提供を行うために必要な検討期間が十分確保できない等の意見が競争事業者から示されている。
- しかし、以下の点を踏まえれば、少なくとも現時点で、ルータ等を網機能提供計画の対象とすることは必要ないのではないか。
 - 網機能提供計画は、競争事業者が新機能を活用したサービス提供を行うための検討期間を設けるためのものというよりは、接続を前提としないネットワーク構築

等がなされると円滑な接続が妨げられるため、そのチェックの観点から設けられたものであるが、ルータ等は接続を前提として開発されたものが殆どであり、あえてルータ等を網機能提供計画の対象として、他事業者との円滑な接続を阻害するネットワーク構築となっていないかどうかを事前にチェックすることまでは現時点では必要ないと考えられること

- ただし、現在、ルータ等に係る情報提供を定めた情報開示告示には、情報提供時期の定めがないことから、原則として事前の合理的な時期に必要な情報が提供されるように情報開示告示を改正することが適当ではないか。

2. スタックテスト

(1) 現状

一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金は、コストに適正利潤を加えたものとなることから、接続料の妥当性を検証するため、1999年から、接続料と利用者料金との関係に関する検証(スタックテスト)が行われている。

2007年3月の情報通信審議会答申¹³を受けて、スタックテスト実施に係る透明性を確保するため、同年7月、その基本的な考え方及び具体的な実施方法等を定めたスタックテストガイドラインが策定・公表された。スタックテストには、NTT東西が実施するスタックテストと、総務省が実施するスタックテストの二種類が存在する。

NTT東西が実施するスタックテストは、毎事業年度の実績原価方式により算定される接続料の認可申請時等に、加入電話・ISDN基本料等の9つの検証区分について実施するものであり、利用者料金収入と接続料収入の差分(営業費相当分)が営業費の基準値(20%)を下回らないものであるかどうかを検証するものである。

また、総務省が実施するスタックテストは、実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時等に、新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス等のうち、市場が拡大傾向にあるものを基本として実施するものであり、営業費相当分と営業費の基準値との関係はサービスブランド単位で、利用者料金が接続料を上回っているかどうかはサービスメニュー単位で検証するものである。

なお、利用者料金は、必ずしも接続料に連動して設定されるものではないため、スタックテストは、接続料水準について、その妥当性を判断する一意的な基準ではなく、その合理的な論拠の提示を求める場合の判断基準として運用するものである。このため、スタックテストの要件が満たされない場合でも、合理的な論拠が提示された場合は、当該接続料水準は、スタックテストの観点からは妥当と判断するものである。

¹³ コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について

(2) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、需要の立ち上げ期にあり、また設備競争があつてその対抗上普及促進・競争対抗的なユーザ料金を設定せざるを得ないFTTHやデータ系サービスまで一律にスタックテストを実施すべきでないとの意見が示されている。

他方、競争事業者からは、主に以下のような意見が示されている。

- 1) NTT東西の接続料水準が、他の接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないという基準を満たしている否かを検証するために行われるものであり、NGNの接続料についてもスタックテストを行うことが必要。
- 2) 現在スタックテストの対象となっているサービスについては、NGNで提供されるか否かにかかわらず、引き続きスタックテストの対象とすべき。

(3) 考え方

- まずフレッツサービスに係る機能については、当該機能を利用してBフレッツ相当のサービスが提供される予定であるが、当該サービスは、以下の理由により、スタックテストの対象とすることが適当ではないか。なお、NGNと地域IP網のルーティング伝送機能は、別々の接続料を設定することとすることから、接続料の妥当性を検証するスタックテストも別々に実施することが適当ではないか。
 - フレッツサービスに係る機能の接続料は、新たに将来原価方式で算定されることとなるが、将来原価方式は算定期間の費用と需要を予測して接続料を算定する方式であるため、接続料の妥当性を多角的に検証する必要性がより高いこと
 - 現在の地域IP網で提供されるBフレッツも、スタックテストの検証区分の一に挙げられていること
- 次に、IP電話サービスに係る機能については、当該機能を利用してひかり電話が提供される予定であるが、当該機能は、接続料の妥当性を多角的に検証する必要性が高い将来原価方式で算定されることとなるため、ひかり電話は、スタックテストの対象とすることが適当ではないか。
- 次に、イーサネットサービスに係る機能については、当該機能は接続料の妥当性を多角的に検証する必要性の高い将来原価方式で算定されること、またイーサネットサービスと同様の新型WANサービスに属するメガデータネットもスタックテストの検証区分の一に挙げられていることから、イーサネットサービスもスタックテストの対象とすることが適当ではないか。
- 最後に、IP-IP接続に係る機能については、当該機能を利用したサービスとして、当面は、NTT東西間のひかり電話の提供のみが想定される。その意味で、ひかり電話をスタックテストの対象とすることにより、IP-IP接続に係る機能の接続料も

検証の対象とすることが当面は適当ではないか。

- しかし、今後は、当該機能を利用してひかり電話以外のサービスが提供されることも考えられるが、現在、スタックテストは役務単位で実施しているため、IP-IP接続に係る機能を利用したサービスをスタックテストの対象とするためには、IP-IP接続に係る機能を役務単位で細分化することが必要となる。このため、今後のIP-IP接続の形態によるサービス提供の動向等を踏まえ、IP-IP接続に係る機能のスタックテストについては、役務単位でIP-IP接続に係る機能を細分化することの適否を含めて、今後更に検討を深めることが必要ではないか。

3. 映像配信プラットフォームのオープン化等

(1) 映像配信プラットフォームのオープン化

1) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、既に地域IP網でも、ベストエフォート型のマルチキャスト通信機能やユニキャスト通信機能を提供しており、NGNでは、更に帯域確保型を追加し、SNIとしてインターフェースを開示している。今後もより多くのコンテンツプロバイダ等に本機能を利用してもらい、多様な映像配信プラットフォームが構築され、多彩な映像配信サービスが展開されるように取り組んでいきたい。そのためには、規制を設けることなく自由な事業展開に委ねるべきとの意見が示されている。

他方、競争事業者からは、主に以下のような意見が示されている。

- ① NTT東西の市場支配力濫用による、特定コンテンツの独占的な配信等の行為を禁止することが必要。特に、上位レイヤーで競争優位性を有するコンテンツ等との結びつきにより、通信レイヤー・上位レイヤー双方の事業者のビジネスを著しく阻害するといった競争阻害的行為を厳格に禁止することが必要。
- ② 自網に接続している映像配信事業者からNGN加入者への映像配信及びNGNに接続している事業者から自網加入者への映像配信を可能とするため、マルチキャストアドレスグループを送信側事業者から一意に割り当て、そのアドレスに対する経路情報交換をNNIで行う形でのマルチキャスト接続の実現が必要。
- ③ コンテンツ配信事業者が電気通信事業者に該当しないことから、接続に必要な設備をNTT東西の局舎に設置するコロケーションの可否や接続に要する期間等で差別的取扱いを回避する方法として、接続ルールの適用範囲を拡大してコンテンツ配信事業者に直接適用する等の制度整備を望む。
- ④ コンテンツ配信事業者等の参入をサポートするためのガイドライン等による幅広い情報公開やコンテンツ配信事業者等にとってのオープンなビジネス環境が成立しているかどうかの検証、紛争処理についてのADRの整備などの公正

競争を維持するためのルール作りが必要。

2) 考え方

- NGNが今後我が国の基幹的な通信網になることを想定すると、NGN上で様々な事業者が、このようなNGN固有の機能を利用して多種多様なコンテンツ配信向けサービスを提供することは利用者利便に資するものであり、そのためにはコンテンツ配信事業者が利用の公平性が確保された形でNGNに接続可能であることが必要となる。
- 具体的には、NGNとの接続に関するインターフェースが十分に開示されることが必要であり、またコンテンツ配信サーバ等必要な機器のコロケーションの可否や接続の可否等に関する情報が合理的期間内に入手できるとともに、接続の請求を行ってから合理的期間内に接続を可能とする手続等が定められていることが必要となる。
- NTT東西においては、以下の点にかんがみれば、多様なコンテンツ配信事業者のNGNへの参入を促進する観点から、コンテンツ配信事業者によるSNI接続について、事業者間で公平な取扱いをすることはもとより、接続の拒否事由やコロケーションルール、接続の手続などは、電気通信事業者との接続に準じた取扱いをするなどの自主的な取組が求められるのではないか。
 - コンテンツ配信事業者は、一般的には電気通信事業者に該当しないので、NGNが第一種指定電気通信設備に指定されても、接続関連規制による保護対象とはならないし、接続の応諾義務による保護対象ともならないこと
 - このため、電気通信事業者でない者とのSNI接続を想定する収容ルータには、標準的POIは設置されておらず、現行接続ルール上、インターフェースの開示義務は、標準的POIでの接続に限られているので、SNIのインターフェースの開示は、NTT東西による自主的な開示に委ねられている状況となっていること
 - コンテンツ配信事業者からは、コロケーションの可否や接続に要する期間等の取扱いで電気通信事業者でないことに起因する差別的取扱いを懸念する意見が示されていること
- また、コンテンツ配信事業者からは、自らを接続ルールの適用対象とすることを求める意見が示されているが、現行制度上、コンテンツ配信事業者を接続ルールの適用対象とすることは困難であり、またこのことで現時点で直ちに競争政策上の問題が生じている状況にはないため、コンテンツ配信事業者に対する接続ルールの適用は現時点では適当でないのではないか。ただし、総務省においては、NGNの商用開始後の状況を注視しつつ、公正競争確保の観点から、必要に応じコンテンツ配信事業者と接続ルールとの関係について検討を行うことが適当ではないか。
- また、NGNの商用開始時点においては、他社のIP網とNGNをIP-IP接続して

も、他社網に接続するコンテンツ配信事業者からNGN加入者へのコンテンツ配信やNGNに接続するコンテンツ配信事業者から他社網加入者へのコンテンツ配信は、技術上の問題からできない状況となっている。この点も、多様なコンテンツ配信形態によるNGNの利活用を促進する観点から、できる限り早期に技術上の問題を解消し、当該形態によるコンテンツ配信が可能となるよう取り組むことが適当ではないか。

(2) 固定通信網と移動通信網の円滑な連携

1) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、現在、固定・携帯事業の統合をはじめとする事業者の合従連衡が進展し、現に他社は、固定・携帯事業を同一の会社が提供しており、更に今後固定・携帯を同一のネットワークに統合する計画を公表するなど、他社のNGNはFMCサービスを前提としているので、他事業者との同等性が確保されていれば、当社も他事業者と同様の統合型ネットワークの構築が認められるべきとの意見が示されている。

他方、競争事業者からは、主に以下のような意見が示されている。

- ① NTTグループの固定網と移動体網の統合は、ボトルネック性を著しく高める行為であるため、認めるべきでないが、2つの網を使ったサービスまで制限することはサービスの発展を妨げることとなるため、認めるべき。
- ② NTT東西とNTTドコモによる共同設備・共同営業は全て厳格に禁止されるべき。特に、移動通信と固定通信の融合が進展するNGNでは、支配的事業者同士の連携が、競争事業者にとってこれまで以上に脅威になる可能性が高いことから、NTT東西とNTTドコモによるFMCサービスは認められるべきでない。
- ③ 利用者が複数の事業者から時間・場所・アプリケーションに応じて最適なサービスを選択可能なサービスの提供がFMC普及の重要な課題。設備保有事業者の加入者か否かにかかわらず、移動先の網の転送機能及びサービス制御機能を利用するときの接続ルール(接続条件、接続料等)の整備を要望。
- ④ 移動網におけるモバイルビジネス活性化プラン等によるMVNO参入促進や市場活性化に向けた市場環境整備と、固定網におけるNGNの接続ルールの検討を進展させ、固定通信と移動体通信を一体とした統合IP通信網市場としての公正競争を意識した環境整備が必要。

2) 考え方

- 現時点におけるNGNは、收容ルータに收容するアクセス回線としては、光ファイバ回線しか想定していないので、従来の地域IP網やひかり電話網、更にはPS-TNといった固定網がマイグレーションするネットワークではあっても、移動網と統合するネットワークとしての現実的な姿は未だ見えていない状況にある。

- この点、移動網との融合やFMCサービスの提供が未だ見えていない段階で、接続ルールの観点から具体的な検討を行うことは差し控えるべきと考えるが、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(2001年12月公表、2007年7月改定)にあるように、NTT東西のFMCサービスについては、以下のような考え方を基本とすることが適当ではないか。
 - NTT東西が、県域を越えて役務の提供や料金設定を行う場合は、NTT法第2条第5項に基づく活用業務の認可を受けることが必要
 - また、NTTドコモと連携してFMCサービスを提供する場合は、NTTドコモとの排他的な設備共用の禁止や排他的な共同営業の禁止といった公正競争確保のための措置を講じることが必要
- いずれにしても、移動網との融合やFMCサービスについては、その現実的な姿が明らかになった段階で改めて検討を行うことが適当ではないか。その際、従来の固定網と移動網とを分けた競争政策の在り方自体が見直しを求められる可能性があることから、ネットワーク統合や市場統合の進展状況等を踏まえ、両ネットワークの統合を意識した公正競争確保の在り方を検討する視点が重要となるのではないか。
- これに関し、現在、固定網は第一種指定電気通信設備、移動網は第二種指定電気通信設備として、両ネットワークをア・プリオリに異なる市場と措定して規制の枠組みを構築してきた指定電気通信設備制度についても、前述のように、「新競争促進プログラム2010」において、IP化の進展に伴う市場動向の動き等を踏まえて包括的な見直しを行うこととしており、具体的には、2008年中を目途に具体的な結論を得て、その後速やかに所要の制度整備を実施し、2010年度までに運用を開始することとしているところである。このような動きも踏まえながら、移動網との融合等の問題については、更に検討を深めることが適当ではないか。

(3) IPv4からIPv6への円滑な移行

1) 主な意見

提案募集等の結果、NTT東西からは、ISP事業者が保有するIPv6アドレスを用いて、直接利用者に対してインターネット接続サービスを提供することは、現時点では技術的な課題もあるため、IPv6の今後の普及動向・技術動向・サービス性を勘案して検討していく必要があるとの意見が示されている。

他方、競争事業者からは、主に以下のような意見が示されている。

- ① NGNと接続するISPにも、インターネット接続にIPv6を利用したサービスをエンドユーザに提供可能な仕組みの提供が求められる。
- ② IPv6への移行のスケジュール、移行後のIPv4の扱いを十分前もって周知・公

開し、利用者及び事業者の混乱を招かないようにすべき。

- ③ IPv4とIPv6については、全ての利用形態において同等の接続条件を定めるべきであり、NGN上の新サービスの接続条件をIPv6のみと定め、他の接続事業者の提供を希望するサービスの接続条件をIPv4のみとする取扱いは認められるべきではない。

2) 考え方

- IPv4アドレスの枯渇時期については、総務省が2007年8月から開催している「インターネットの円滑なIPv6移行に関する調査研究会」では、一定の前提を置いた上で、国際的在庫の枯渇は、2010年半ばから2012年初頭、日本国内で利用するアドレスの補充が不可能となるのは、2011年初頭から2013年半ばとの予想が示されている。
- 他方、NGNでは、NTT東西がIPv6アドレスを利用者に提供することとなっているものの、当該IPv6アドレスはNGNの閉域網内のサービスを利用するためのものであり、インターネット接続に利用可能なものとはなっていない。また、ISP事業者が、インターネット接続サービスのために、IPv6アドレスを利用者に対し提供することについては、NTT東西の付与するIPv6アドレスとの競合の問題(IPマルチプレフィックス)があることから、現時点では制約の伴う仕組みとなっているところである。
- しかし、今後のIPv4アドレスの枯渇予想を踏まえると、NGNでIPv6アドレスを用いたインターネット接続サービスが利用できることは利用者利便の観点から不可欠であり、NTT東西においても、ISP事業者が、インターネット接続サービスのために利用者に対しIPv6アドレスを提供可能となるように技術的問題の解消について早急に検討することが必要ではないか。
- また、NGNにおけるIPv4からIPv6への移行に当たっては、IPv6への移行が円滑に行われるように配慮することが必要であり、NTT東西においては、競争事業者の意見を踏まえ、IPv6への移行スケジュールや移行後のIPv4の扱いを十分事前に周知・公開するとともに、移行期にあつては、IPv4とIPv6による接続との間で不当な差別的取扱いを回避するなど、公正競争を確保する観点からの自主的な取組を行うことが必要ではないか。また、総務省においては、その状況を注視し必要に応じて適切な対応を取ることが必要ではないか。